

下水道 加入分担金に関する 受益者負担

本会議での討論

反対討論

【横田孝穂議員】

いずれ条例改正は当然必要だが、高等裁判所において係争中であり、今なぜ改正かが疑問である。また、条例改正による新たな自然時効も発生され、今までの時効額1億円程を合わせれば、総額5億1千万円を上回る時効ではないかと危惧される。多額な時効と、住民との不公平を招いた事件に対し、行政は住民の理解が得られる様な、住民に対して寄り添った説明責任と、方向性を見出しての条例改正であるべき。議員の認識度が問われる大きな問題であり慎重なる判断を要請し、条例改正は時期尚早でもあり強く反対。

【太田伸子議員】

条例の改正は、いずれ必要と考えている。

しかし、改正するにあたり、不納欠損・時効額、見直し区域、納入された分担金の処置などについて、今後の見直しなどが明らかになっていない。一番の問題である負担金をおさめた住民の不公平感に対する説得や、改正について、住民に理解を求める説明会もなく、行政と議会だけで改正することには賛成できない。

「条例を平成29年4月1日から施行する」とするならば、裁判とは関係ないとの説明だが、係争中であり、次の3月定例会までに、下水道事業に関わる条例、規則もしっかりと見直し、住民の意見も聞き、理解を深めたうえで改正すべき。

【加藤亮輔議員】

村は、6条の今後の運用について、排水区域外と処理し、区域外流入負担金を賦課徴収できると判断しているが、賦課対象区域内の土地ならば、事業終了から10年以上経過し、すでに時効になっていると考える。

また、加入分担金の今後の処理の仕方が、一切、条文化されていないため、村民は処理方法が理解できない不備な条文になっているから反対。

賛成討論

【松本喜美人議員】

受益者負担金の未収金は、都市計画法第75条5項で「国税徴収法」に基づく滞納処分が認められており、時効中断は①告知②督促③交付要求のみ。加入分担金への賦課替えは時効中断に該当せず、すでに時効消滅と解するべき。

受益者負担金は、財産調査権及び滞納処分ができる自力執行権を有する公課で、下水道加入分担金は、法令順守の観点では法令上逸脱した制度と言わざるを得ない。

長年の行政課題の下水道問題は、「白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例」及び「白馬村下水道加入分担金徴収規則」を改廃して終止符を打つのではなく、下水道加入分担金制度の違法性を認めることが、問題の解決に向けての第一歩である。

【篠崎久美子議員】

公共下水道事業には都市計画法を根拠とする負担金と、地方自治法を根拠とする分担金が同時に混在し、大いに疑義がある。第11条の加入分担金への賦課替えは、住民の時効の権利を奪うとも解釈される。

改正を先送りしても、平成17年度に事業が終了、加入分担金への賦課替えは時効の中断にあたらないことから、時効となる可能性は解消されない。

「事務改善報告書」では、加入分担金制度は「多くの問題点をはらんでいることから制度見直しを検討」とあり、「報告書」の外部監査では「法の趣旨に抵触する虞がある」、「条例については根本的な見直しが必要」とある。改正は、これらを一様に包含して一貫性あるものにし、制度のゆがみを直すもの。

【太田修議員】

現在の白馬村公共下水道に関する条例及び規則は、都市計画法第75条による受益者負担金制度と、地方自治法第224条の加入分担金制度が混在している。

今回の改正は、法令上一貫性のある分かりやすいものにするための条例改正である。平成29年4月1日の施行期日に向け管理や運用など、担当職員のみならず、村民の混乱を招くことのないよう、十分な事務処理並びに村民説明会の開催についての答弁があり、賛成する。

答

この条例は、わかりにくいことや、不明な点があり、平成13年に急いで条例改正し、住民に心配をかけ、いろいろな指摘をいただいた。今後下水道事業、特に徴収業務については、効率化・簡素化して、しっかりとしたものにしたい。また、法律に基づいた一貫性のある行政を確立し、進めていきたいとの思いが改正目的である

問

改正することにより住民に対しての効果は。

答

排水区域内に2つの債権が存在していた。加入分